

## 新型コロナウイルス感染症に対する当施設での予防策について

新型コロナウイルス感染症予防対策について当面、下記のように対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ご来院される際には、原則としてご自身でマスクを持参し着用をお願いいたします。

### ○ 受診をお断りする場合

次に該当する方は、受診をお断りします。該当後に受診してください。

- ① 新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の定める退院基準・宿泊療養及び自宅療養等の解除基準を満たしていない方、及びその後の検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間が終了していない方
- ② 受診時に風邪症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛）や関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害のある方、及び受診日前の7日間以内にこれらの症状があった方
- ③ 受診時に厚生労働省が示す待機期間内の方
  - ・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認定された方（検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間を含む）

### ○ 受診延期を考慮していただきたい場合

#### ① 新型コロナウイルスに感染した方

新型コロナウイルスに感染した場合、他者への感染の心配が無くなった後もしばらくの間は健診の結果に異常がみられる可能性があります。入院や療養の解除基準を満たしてから十分な期間を置き、体調が十分に回復してから受診することを推奨します。

#### ② 新型コロナワクチンを接種した方

接種後、3日以上経過してから受診することを推奨します。副反応が起きた方は、体調が十分に回復してから受診することを推奨します。

### 呼吸機能検査

日本呼吸器学会の提言を尊重し、実施する場合は感染予防策を徹底します。

過去7日以内に37.5℃以上の発熱があり、かつ咽頭痛・鼻水・咳・呼吸困難などの急性期症状を有するご本人及び同居者に症状があった場合には肺機能検査はお勧めいたしません。

### スタッフの感染予防対策について

手洗い、手指消毒、マスクの着用、室内換気、ドアノブやロッカー等の消毒を実施しております。万一、スタッフに新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、保健所等の指示に従い、直ちに万全の対策を講じます。